

概要

割増賃金等を算入することなく算定した給付基礎日額に基づく遺族補償年金等を支給した原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

被災者は技術作業員として勤務していたが、作業中に手を滑らせ転落し、病院に搬送されたが、胸部打撲により心破裂し、死亡した。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、被災者の死亡は業務上の事由であるとして労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇〇〇〇円として支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由について、要旨、次のとおり述べている。

本件の支給金額は、会社から提出された被災者の給与明細に基づいて算出した平均賃金によって決定されたものであり、被災者の給与明細の誤り等により、平均賃金に誤りがあることは明らかであり、支給金額は誤ったものであるため、変更されるべきである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

算定に当たっては、添付書類として提出のあった平均賃金証明書、賃金台帳、タイムカードにより事実確認を行った。なお、請求人からは、時間外手当が正しく算定されていない旨の申し出は一切なかった。

4 審査官の判断

(1) 認定した事実

ア 割増賃金の算定に当たり、役付手当が算入の基礎から漏れている。

イ 時間外労働時間数の把握方法として、会社は自己申告制を採用している。また、被災者の申告内容を覆し得る資料もないことから、時間外勤務申告書に記載された開始から終了までの時間を時間外労働時間数とした。

ウ 深夜労働時間数に関して、会社は午後10時30分から午前5時30分を深夜残業手当の対象となる時間帯としているが、労働基準法第37条では午後10時から午前5時の間を深夜の割増賃金の対象としていることから、労働基準法に基づき算定した。

エ 平均賃金算定期間において、休日割増賃金の対象となる日はなかった。

(2) 結論

平均賃金を算定すると、少なくとも〇〇〇〇円となることから、給付基礎日額は左の額の円未満を切り上げた額とされるべきである。

したがって、監督署長が請求人に対して行った割増賃金等を算入しないまま計算した給付基礎日額による遺族補償年金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料を支給した処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。